

## ○伊予市ふたみ翠地区ほたる水車小屋施設条例

(設置)

**第1条** 伊予市双海町翠地区の自然環境の保護及び研修教育並びに交流のまちづくりを推進することにより、市の活性化に資することを目的として、翠地区ほたる養殖場及び水車小屋施設（以下「ほたる水車小屋」という。）を設置する。

(名称及び位置)

**第2条** ほたる水車小屋の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称 ふたみ翠地区ほたる水車小屋

位置 伊予市双海町上灘甲445番地

(休館日及び開館時間)

**第3条** ふたみ翠地区ほたる水車小屋の休館日は、12月29日から翌年1月3日までとする。

2 ふたみ翠地区ほたる水車小屋の開館時間は、午前8時30分から午後10時までとする。

3 前2項の規定にかかわらず、市長が特に必要と認めたときは、休館日及び開館時間を変更することができる。

(職員)

**第4条** ほたる水車小屋の管理運営に必要な職員を置くことができる。

(使用の許可)

**第5条** ほたる水車小屋を使用しようとする者は、あらかじめ市長に申請して市長の許可を受けなければならない。許可に係る事項を変更しようとするときも同様とする。

2 市長は、その使用が次の各号のいずれかに該当するときは許可しない。

(1) ほたる水車小屋の管理上支障があると認められるとき。

(2) ほたる水車小屋の設置目的に反すると認められるとき。

3 市長は、第1項の許可をする場合において、必要があるときは、その使用について条件を付すことができる。

(使用者の責務)

**第6条** 前条第1項の許可を受けた者（以下「使用者」という。）は、市長が指示した事項に留意し、常に善良な使用者としての注意をもって使用しなければならない。

(遵守事項)

**第7条** 市長は、ほたる水車小屋の使用に当たっての遵守事項を定め、管理上必要がある

ときは、その使用者に対し、その都度指示をすることができる。

(使用許可の取消し等)

**第8条** 市長は、使用者が次の各号のいずれかに該当するとき又は管理上特に必要があると認めるときは、その使用の許可を取り消し、又は使用を制限し、若しくは停止することができる。

- (1) 第5条第3項の規定に基づく条件、又は前条の規定に基づく遵守事項若しくは指示に違反したとき。
- (2) 第6条の規定に違反したとき。
- (3) 不正な手段によって使用の許可を受けたとき。

2 市は、使用者が、前項各号のいずれかに該当することにより、同項の処分を受けたことによって損失を被ることがあってもその補償の責めを負わない。

(使用料)

**第9条** 市長は、使用者から別表に定めるところにより使用料を徴収するものとする。

(使用料の減免)

**第10条** 市長は、その使用が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、使用料を減額し、又は免除することができる。

- (1) 公用又は公共用若しくは公益を目的とする事業の用に供するため、ほたる水車小屋を使用するとき。
- (2) 前号のほか特別な理由があると認めるとき。

(使用料の不還付)

**第11条** 既に納付した使用料は還付しない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときはその全部又は一部を還付することができる。

- (1) 施設の管理上特に必要があるため、市長が使用許可を取り消したとき。
- (2) 使用者の責めに帰すことができない事由によりほたる水車小屋を使用することができないとき。

(原状回復)

**第12条** 使用者は、その使用が終わったときは、速やかにほたる水車小屋を原状に復し、市長の確認を受けなければならない。第8条第1項の規定により使用の許可の取消し等の処分を受けたときも同様とする。

(損害賠償)

**第13条** 市長は、使用者が自己の責めに帰すべき事由によりその使用に際して建物若しくは設備を損傷し、又は物品を亡失し、若しくは損傷したときは、原状回復又は損害賠償を命ずることができる。

(委任)

**第14条** この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

#### 附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成17年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日の前日までに、合併前の双海町翠地区ほたる水車小屋施設の設置及び管理に関する条例（平成16年双海町条例第12号。以下「合併前の条例」という。）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの条例の相当規定によりなされたものとみなす。
- 3 合併前の条例の規定により課した、又は課すべきであった使用料の取扱いについては、なお合併前の条例の例による。

#### 附 則（平成18年12月26日条例第71号）

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日の前日までに、改正前の条例の規定により許可された使用については、なお従前の例による。

#### 附 則（平成22年12月24日条例第50号）

(施行期日)

1 この条例は、平成23年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日前までに、改正前の伊予市ふたみ翠地区ほたる水車小屋施設条例（以下「改正前の条例」という。）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの条例の相当規定によりなされたものとみなす。
- 3 この条例の施行の日前までに、改正前の条例の規定により課した、又は課すべきであ

った使用料については、なお従前の例による。

## 別表（第9条関係）

### 1 囲炉裏の部屋

時間区分	使用料（円）
8時30分から12時まで	680
12時から17時まで	970
17時から22時まで	970

### 備考

- 1 飲食を主とする会合に使用する場合は、次の算式に基づき算定した割増使用料を徴収する。

$$\text{割増使用料} = \text{使用料} \times 0.5$$

- 2 使用許可時間を超過した場合は、次の算式に基づき算定した超過使用料を徴収する。ただし、超過時間が1時間未満のときは1時間とし、超過時間に1時間未満の端数があるときはこれを切り上げるものとする。

$$\text{超過使用料} = (((\text{使用料} + \text{割増使用料}) / \text{使用許可時間}) \times 1.3) \times \text{超過時間}$$

- 3 割増使用料又は超過使用料の額に10円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

### 2 水車

区分	使用料（円）
米つき	1回 300
粉ひき	1回 300